

平成29年分政治資金収支報告書の提出について

政治資金規正法第12条の規定により、「平成29年分」の政治資金収支報告書について、12月31日現在の状況を記載し、下記1により、**持参のうえ提出願います。**

なお、様式については、下記6によりこのホームページから取得して、**片面印刷で提出してください。**

また、下記の方法において取得できない場合には、交付いたしますので御連絡願います。

記

1 提出期限

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

平成30年3月30日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日は除く。)

(2) 国会議員関係政治団体

平成30年5月31日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日は除く。)

※ 例年、期限が近くなると提出が集中し、やむを得ずお待ちいただくこともありますので、早い時期(1~2月)に提出することをおすすめします。

2 提出先

・福島県選挙管理委員会事務局(県庁本庁舎2階) TEL 024(521)7062

・福島県選挙管理委員会各地方事務局

県北地方事務局(県庁北庁舎内 地方振興局企画商工部) TEL 024(521)2655

県中 " (郡山合同庁舎内 ") TEL 024(935)1214

県南 " (白河合同庁舎内 ") TEL 0248(23)1506

会津 " (会津若松合同庁舎内 ") TEL 0242(29)5214

南会津 " (南会津合同庁舎内 ") TEL 0241(62)5203

相双 " (南相馬合同庁舎内 ") TEL 0244(26)1116

いわき " (いわき合同庁舎内 ") TEL 0246(24)6005

※ 最寄りの地方事務局(地方振興局)で提出できます。

3 国会議員関係政治団体の収支報告書について

人件費以外の経費で1件1万円を超える支出の明細(支出を受けた相手先、支出の目的、支出金額及び支出年月日等)を記載し、**当該支出に係る領収書等の写し及び政治資金監査報告書**を提出してください。

なお、金額にかかわらず、領収書等はすべての支出について、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。

4 資金管理団体の収支報告書について

人件費以外の経費で1件当たり5万円以上の支出がある場合は、収支報告書に明細（支出を受けた相手先、支出の目的、支出金額及び支出年月日等）を記載し、**当該支出に係る領収書等の写し**を添付してください。

なお、当該領収書等は、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。

5 上記3、4以外の政治団体の収支報告書について

政治活動費で、1件当たり5万円以上の支出がある場合は、収支報告書に明細（支出を受けた相手先、支出の目的、支出金額及び支出年月日等）を記載し、**当該支出に係る領収書等の写し**を添付してください。

なお、当該領収書等は、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。

6 様式の取得方法

当該ホームページの「政治団体・政治資金関係」から取得できます。

なお、「政治団体の手引き」や、政治資金規正法の改正状況等についても情報提供しております。

・「政治団体・政治資金関係」→「各種様式のダウンロード（収支報告書関係）」

URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/syusihoukokusyo-yousiki.html>

7 平成28年分の収支報告書を提出されていない場合

上記1の提出期間までに「平成28年分」及び「平成29年分」の収支報告書を提出されない場合には、政治団体としての届出をしていない団体とみなされ、政治活動（選挙運動も含む。）のためにいかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け又は支出することができなくなり、収支報告書の提出を怠ったとして罰せられること（5年以下の禁固又は100万円以下の罰金）があります。

8 その他

(1) **収入・支出等が「ゼロ」の場合でも、収支報告書を提出する義務があります。**

その際に提出する収支報告書は、(その1)、(その2)、(その17)、(その20)の4枚のみです。

(2) (その20)「宣誓書」の日付は、(平成30年〇月〇日)となります。

(3) 事務所の所在地、代表者、会計責任者等に異動があった場合は、必ず異動届を併せて提出してください。